

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第 9 号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び同室内部統制評価係長」を「，同室内部統制評価係長及び同室担当係長」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)